

2015年 北海道の最低賃金の取り組み その2

1. 最低賃金をめぐる情勢

- (1)ここ数年の北海道地方最低賃金審議会での議論は、様々な環境変化がある中でも、2008年答申による「最低賃金法第9条3項の規定に基づき、整合性を図るため生活保護との乖離額を解消する」との確認をもとに進められてきた。その結果、昨年8月の審議会において、時間額734円から14円引き上げ748円に改正され、同時に、6年の月日を費やしたが、ようやく乖離が解消された。また、労働側が主張してきた雇用戦略対話合意の全国最低800円、全国平均1000円への引き上げに向けた道筋を付けるための文言が、初めて答申書に盛り込まれた意義は大きいものがあり、本来あるべき最低賃金水準のあり方を議論する新たにステージに立った。
- (2)平成27年度北海道最低賃金審議会は6月3日に開始され、7月7日の第2回審議会において、北海道労働局長から、審議会会長に諮問が行われ、具体的な議論のスタートを切った。この2回の審議会において、労働側は、以下のとおり意見として主張した。

本年の審議会議論の進め方について問題提起をさせて頂く。労働基準法の第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定められている。しかし、最低賃金近傍の多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができず、そのため、物価上昇により厳しい生活を余儀なくされている。答申の中にも記載しているが、平成20年に円卓会議の合意、同年7月には最低賃金法第9条の3項として「生活保護に係る施策との整合性に配慮」が盛り込まれ、また、平成22年に雇用戦略対話合意がなされたところである。こうした経過を踏まえて、昨年ようやく生活保護との乖離解消が図られたところである。そして、労働側が主張してきた雇用戦略対話合意の全国最低800円、全国平均1000円への引き上げに向けた道筋をつけるための文言が初めて答申書に盛り込まれた意義は大きいものと考えている。そして、ようやく本来あるべき賃金水準のあり方を議論する新たなステージに立ったと考えている。平成20年の円卓会議合意から、あるべき賃金水準の議論を本来すべきであったにもかかわらず、残念ながら北海道の審議会では生活保護との乖離解消が第1優先事項であったことは承知の上で述べるが、第4表を中心とするアップ率重視の議論や最低賃金法第9条第2項の3要素のうち、特に賃金支払い能力に固執した議論に終始しており残念であると言わざるを得ない。現在の北海道の最低賃金では、年間フルに働いても131万円程度(可処分所得)にしかない。年収200万円にも遠く及ばない、いわゆるワーキングプア層に滞留しています。経験豊富な労働者の時間給が、道内高卒初任給の時間額916円を下回っている現状を、一刻も克服しなければなりません。つまり、道内勤労者の有効なセーフティネットとしての最低賃金は十分に機能しているとは言えない現状にあります。先月、25日に中央最低賃金審議会の目安制度のあり方に関する全員協議会から論点の中間整理(案)が出され、厚労省のホームページにもアップされている。当面の論点としては、上げ幅議論だけではなくて、最低賃金水準はどうあるべきなのかということで最低賃金のあり方、目的を踏まえた一定の水準などについて引き続き議論していく必要があると出されている。以上の観点から本年の審議会の進め方として、あるべき賃金水準の議論を進めるという円卓会議合意があることから、これ

を重視した議論を進めて頂きたい。労働側としては、最低賃金は絶対値を見ていかなければならないと考えている。これまで申し上げた部分の進め方を強く意見として要請する。同時に、日程についても提起された。昨年の1回目の本審の中でも意見を述べたが、組織された正規・非正規労働者は、4月から新たな賃金に改定をされ、また、労働局長も述べたとおり、昨日、厚労省が発表した4月の毎勤統計調査でも24ヶ月ぶりに実質賃金が0.1%増加に転じたと報じられた。しかしながら、最低賃金に張り付く多くの労働者は、いまだに賃金改定がされておらず、厳しい生活実態を余儀なくされている。今年こそは10月1日発効に向けて公労使の真摯な議論のもと早期発効が実現されるよう併せて意見として申し上げておく。

と主張した。

(3) 7月15日の中賃第2回目安小委員会で示された厚労省資料によると、生活保護との乖離について、①住宅扶助の実績、②可処分所得割合(税・社会保険料割合)の変動、③平成25年度から始まった生活保護の基準の引き下げによる影響の3つの要素を合算した結果が乖離額となっており、厚労省資料によると、生活保護制度の扶助費引き下げによる乖離額の変動が他の要素に比べて大きいことから、すべての都道府県で生活保護水準を引き続き上回る結果となった。【最新(2013年度)データ公表により】

【最低賃金と生活保護との差:都道府県】

北海道 9円	兵庫県 19円	東京都 24円	埼玉県 25円	秋田県 32円	山梨県 104円
広島県 18円	宮城県 20円	青森県 25円	京都府 26円	神奈川県32円	三重県 117円

中賃第2回目安小委員会では、賃金改定状況調査結果や生活保護と最低賃金等の資料について説明後、質疑応答を行い、また、労使それぞれから基本的見解が以下のとおり表明された。

【労働者側】

- ① 経済の好循環確立のためにも最低賃金の大幅な引き上げが必要である。
- ② 最賃法第1条、労基法第1条、憲法第25条に基づき、人たるに値する生活を営むことのできる水準への引き上げをめざすべきである。
- ③ 賃金の低廉な労働者の生活に大きく影響している物価上昇分を最低限担保すべきである。
- ④ 42都道府県で最低賃金水準は800円以下、特にDランクは700円以下という状況なので、当面800円到達への道筋をつけるべきである。

【使用者側】

- ① 中小企業の景況感は大きな改善は見られず、とりわけ人口の少ない地域では、景気回復がかなり遅れている。
- ② **影響率が高止まりしており、地域別最低賃金額に張り付いている労働者が増大している。**
- ③ 最低賃金引き上げは、当該企業・事業者の生産性向上とセットで考えるべきである。
- ④ **「賃金改定状況調査結果」第4表のデータを重視した審議**を行うべきである。

労使の主張が大きく異なるため、次回(7月22日)までにそれぞれ歩み寄りを検討することとなった。

■ 賃金改定状況調査結果第4表「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」

()は2014年データ

産業計・ランク計	0.9%(1.1%)
Aランク	0.8%(1.5%)
Bランク	1.0%(0.8%)
Cランク	1.0%(1.0%)
Dランク	0.9%(0.9%)

■ 影響率

別添参照

※ 使用者側発言

中小企業・小規模事業者が置かれている現状について申し上げる。(中略)過去5年に亘る最低賃金引き上げの過程においては、中小企業の生産性と関係なく引き上げを最優先する審議が続いたことにより、中小企業の支払い能力を超えた大幅かつ急激な引き上げが行われてきた。

その結果、厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」によれば、従業員30人以下の企業における**影響率**は、全国計で2006年度の1.5%から総じて上昇傾向にあり、2014年度も7.3%で高止まりしている。また、各ランク内でも都道府県によるバラつきが大きく、**北海道**、青森県、宮城県、神奈川県、大阪府では10%を超えている。このことは、法定の地域別最低賃金額に張り付いている労働者が増大しているという実態を表すものであり、最低賃金の引き上げが企業経営に与えるインパクトが年々強まっていることを示している。(中略)そのような状況において、中央最低賃金審議会が根拠のあいまいな目安を示すことが続けば、地方の混乱は深まり、信頼を得ることはできない。特に、中小企業の支払い能力への配慮が不十分な目安は、中小企業の事業存続を危うくするため、しっかりとした根拠や、データに基づく審議を行い、地方最低賃金審議会に今まで以上に明確な改定根拠を示すことが必要と考える。従って、今年度のランク別の目安は、最低賃金法第9条にある「法定の原則」、すなわち地域における労働者の生計費、賃金、そして通常の事業の賃金支払能力の3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、特に第4表のデータを重視した審議を行うとともに、最低賃金の張り付き状況などを踏まえた、ランクごとの実態を反映した目安とすべきであると考える。また、物価の上昇分を最低賃金の引き上げで充当すべきとの意見もあるが、企業経営や経済の実態を十分に考慮し、慎重に検討することが必要である。

【最低賃金法】

第二節 地域別最低賃金

(地域別最低賃金の原則)

第一条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低限を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の資質向上と事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

2. 2015年度最低賃金中賃目安

平成27年度中央最低賃金審議会は、7月1日から4回の小委員会審議(7/1、7/15、7/22、7/28)を経て、7月30日午前に開催された審議会(本審)には小委員報告(別添)をもって報告することとした。
Aランクは19円、Bランクは18円、Cランクは16円、Dランクは16円の目安とし、全国加重平均は過去最高の18円となった。【別添参照】

3. 北海道最低賃金審議会

●審議会本審

第1回 6/3(水)、第2回 7/7(火)、第3回 8/3(月)、第4回 8/12(水)予定

●運営小委員会(産別最賃)

第1回 7/7(火)、第2回 8/3(月)、第3回 8/12(水)予定

●専門部会

第1回 7/27(月) 参考人聴取、第2回 8/3(月)、第3回 8/6(木)、第4回 8/10(月)、第5回 8/11(火)、
第6回 8/12(水) 予備日

(労)札幌パートユニオン

新野 勝昭 会長

(労)全国福祉保育労働組合北海道地方本部 中川 喜征 副執行委員長

(使)北海道ビルメンテナンス業協会

岡田 知己 副会長

4. これまでの諸行動

北海道最低賃金審議会のヤマ場に向けて、道民世論の喚起に向けた以下の諸行動に取り組んできた。

(1) 北海道最低賃金の大幅引き上げを求める署名活動の集約状況

【別紙2】

(2) 各自治体への意見書提出(議会決議)…58自治体(昨年46自治体)【終了】

(3) 最低賃金の引き上げを求める街頭宣伝行動【2015北海道最賃情報NO.2～3参照】

①日 時 2015年7月1日(水)、3日(金)12時～12時45分

②場 所 7月1日(札幌パルコ前)、3日(大通り西3丁目)

③参加者 延べ68名の組合員で532筆の署名数を集めた

(4) 2015年度北海道地方最低賃金改正等に関する要請行動【2015北海道最賃情報NO.1参照】

①日 時 2015年6月11日(木)10時～10時40分

②場 所 第一合同庁舎7階

③参加者 添田副会長(非正規労働対策委員会委員長)、永田組織労働局長、小倉同次長

④要請書 別添のとおり

(5) 審議会の山場に向けて FAX 行動(7/23 現在214件)昨年555件

①産別及び単組の支部・分会、地協・地区連合などあらゆる組織から、下記宛先へのFAX送付行動

②送付期間 2015年7月8日(水)～7月31日(金)

③送付先 北海道地方最低賃金審議会 会長 道幸 哲也 宛

5. 今後の日程

(1) 審議会の動向に合わせた昼休み集会の開催【別紙3】

- ① 日 時 2015年 8月 3日(月) 12:20～
- ② 場 所 札幌第1合同庁舎前
- ③ 内 容 主催者あいさつ(要求額と経過)・決意表明
- ④ 参加者 約100人

(2) 特定(産業別)最賃の改定に向けて

- ① 9月第3週(9/14前後頃)に4業種合同会議を開催予定
- ② 4業種は専門部会委員の推薦の準備を

(3) 第4回最賃対策委員会の開催

- ① 9月14日前後頃AMを予定
- ② 連合北海道会議室
- ③ 特定(産業別)最賃の改定方針

(4) 地域最賃改定に伴う履行確保に向けた自治体要請行動

- ① 日時 10月～11月に実施
- ② 地域 全自治体
- ③ 要請 13地協による取り組み